

明石市「5歳児発達支援事業」との連携報告

Report on collaboration with Akashi City “Developmental Support Project for 5-year-old Children”

川島 梨瑛 土井 晶子 道城 裕貴

1. はじめに

乳幼児健康診査は、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務づけられている。また、乳幼児（「3から6か月ごろ」及び「9から11か月ごろ」）の健康診査についても全国的に実施されている。

平成17年に施行された発達障害者支援法では、市町村は乳幼児の健康診査を行うにあたり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならないと定められた（発達障害者支援法, 2005）。しかし、従来の乳幼児健康診査の実施方法では、「発達の遅れはないが落ち着きがない」、「発達の遅れはないが集団行動ができない」、「対人関係に問題がある」などの子どもたちの早期発見は困難であること、早期発見しても対処方法や支援の資源が不十分であり、かえって養育者に不安を与えてしまうことなどが指摘されてきた。

平成8年より、鳥取県の一部地域においてでは、5歳児健診が開始された（小枝, 2017）。3歳児健診の結果、「言葉は話せるが、一方的で会話になりにくい、落ち着きがない、指示が入りにくい、癇癪が多い」などとされた、気になる子どもたちを就学前にもう一度診ておこうという試みからスタートした。5歳児健診は、平成19年度には鳥取県のすべての市町村において実施されるようになり、現在も全国の自治体に広まっている。

こども家庭庁（2023）は、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目ない健康診査の実施体制を整備することを目的とした声明を発表した。こども家庭庁（2023）によると、5歳児健診は、原則として集団実施であり、発達障害など心身の異常の早期発見（精神発達の状況、言語発達の遅れ等）、育児上問題となる事項について問診を行うこととしており、必要に応じ、専門・個別の相談にも応じるとしている。

明石市では、母子保健事業として「妊娠期から始まる子育て支援」という言葉を掲げ、妊婦健康診査や家庭訪問・電話相談などから始まり、4か月健診・10か月健診・1歳6か月健診・3歳6か月健診と、細やかな乳幼児健診を行っている。また、心理師による個別相談や関係機関と密な連携を取るといったことも行っており、充実した母子保健事業を展開している。

しかし、3歳6か月健診を過ぎると就学前相談まで健康診査の機会がなかったこともあり、より充実した事業展開を目指し、明石市は令和5年度から「5歳児発達支援事業」を開始する運びとなった。事業推進にあたり、発達検査については保護者から多くの希望が寄せられることが推測された。そのため、市単独では対応が困難であることから、一層の拡充を図るため、近隣の連携協力協定を締結している大学である神戸学院大学の心理臨床カウンセリングセンターに一部の発達検査（K式発達検査）を担当してほしいとの依頼があり、連携していくこととなった。

本稿では、明石市の「5歳児発達支援事業」（以下、「本事業」という）と本学心理臨床カウンセリングセンターとの連携について報告する。本事業との連携は、大学院生の実習の一環としても機能している。これまでの活動実績について振り返り、今後の展望と課題について検討を行う。

2. 明石市「5歳児発達支援事業」との連携について

明石市の本事業と本学心理臨床カウンセリングセンターとの具体的な連携の流れは、下記の通りである。

- ① 明石市こども健康センターから当該年度中に5歳になる児の保護者（明石市民）へ「5歳児の健やかな育ちに向けて」「5歳児発達相談問診票（保護者用）」「5歳児発達相談問診票（保育所・幼稚園・こども園用）」が配布される。
- ② 個別の発達相談を希望する保護者で、すでに医療機関や発達支援センターなどで相談している保護者を除き、神戸学院大学での発達相談を希望する保護者に改めて「発達検査申込書」に記入を求める。併せて、明石市こども健康センターより神戸学院大学心理臨床カウンセリングセンター（以下、当センター）に依頼の連絡が入る。
- ③ 明石市こども健康センターからの依頼を受け、当センターでは、本学心理学研究科心理学専攻の大学院生から検査者または陪席者の希望を募る。大学院生とともに日程調整を行い、検査の日程を確定する。検査の担当／陪席の指導は当センター非常勤実習指導者1名（川島）が行う。
- ④ 受検者には検査日、結果報告日と2度当センターに来所してもらう。結果報告日には「発達検査結果報告書」とともに、口頭での結果報告を行う。報告は上記非常勤実習指導者（川島）と陪席や検査を担当した大学院生で行う。
- ⑤ こども健康センターの担当者と保護者とのあいだで、結果についての理解に齟齬がなるべく生じないように、明石市こども健康センターにも保護者宛と同様の「発達検査結果報告書」を郵送する。

表 1. 令和5年度月別発達相談の受け入れ件数（単位：件）

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1	0	2	3	3	1	1	11

表1は、令和5年度の月別における発達検査の受け入れ件数である。受け入れが9月開始となっているのは、受け入れに先立って、大学院生が検査を行えるよう、令和5年度前期にM2を対象とした新版K式発達検査2020の実習指導者による指導を行ったためである。

表1をみると1か月あたり0～3件程度の依頼があり、令和5年9月から翌年3月までの検査依頼は合計10件であった。

表2. 令和5年度年齢別発達相談の受け入れ件数（単位：件）

2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
2	5	2	0	2	11

一方で、表2に示す通り当初想定していた5歳児の検査依頼は0件であり、その他の年齢（2歳～6歳）の発達相談が多いという結果となった。これは、前述のように、明石市では3歳6か月健診までのフォローアップがかなり丁寧であることも影響していると思われる。また、5歳児で「気になる」子については、すでに医療機関や発達支援センター、療育機関などといった支援機関につながっているケースが多かったことが影響していると考えられる。

この結果を踏まえ、令和6年度については幅広い年齢層の発達検査に対応できるよう、実習指導者による実習の内容を改訂することとなった。

3. 大学院生の学内実習としての位置づけ

本連携の大きな特徴は、この発達検査が心理学研究科心理学専攻の大学院生の学内実習の場としても機能していることである。

（1）検査者・陪席者として経験を積む場

表3に示す通り、令和5年度は大学院生による陪席者が9名、検査実施者が5名となった。11件の発達相談に対してのべ14名の大学院生が陪席者及び検査実施者として参加したのは、1件のケースにつき2名の陪席者を募ったケースが合計3件あったためである。

表3. 令和5年度の大学院生の検査者及び陪席者の人数（単位：人）

陪席者	検査者	合計
9	5	14

※複数陪席のケース3件を含む。

大学院生に対しては、非常勤実習指導者が、発達検査に入る前の事前打ち合わせ・検査所見の添削・フィードバック後の全体の流れの振り返りも含めて指導を行った。

実際に陪席や検査実施者を担当した院生の感想は、「実際のケースに触れられて大変勉強になった」「実習では触れられていない細かな気遣いなどが知れて良かった」など、おおむね好評であった。また、定期的に発達検査の依頼があることにより大学院生自身の学習意欲の向上にもつながっており、自発的に検査の自主練習を行ったり大学院生同士でロールプレイをしたりするなど、自発的な研鑽の場を持つことにもつながっている。

（２）新版 K 式発達検査 2020 の実習指導者による指導

大学院生が検査者となれるよう、新版 K 式発達検査 2020 の実習指導者による指導（以下、実習指導者実習）も実施した。令和 5 年度は、対象者として 5 歳児を念頭に置き、新版 K 式発達検査 2020 の中でもとりわけ第 4 葉に重きを置いて実習を組み立てた。表 4 に令和 5 年度の実習内容を示す。なお、前期（M2）・後期（M1）ともに同様の実習内容で実施した。

実習指導者実習ではこまめに小テストの機会を設け、院生の理解度を測りながら実習を進めた。実習の最終日には、個別にテストを行った。模擬事例を用いて第 4 葉を一人で実施し、検査所見をまとめて提出させる課題を出した。

表 4. 令和 5 年度の大学院生を対象とした実習指導者実習の内容

回数	内容
第1回	発達相談とアセスメント・検査用紙の見方
第2回	解釈の仕方・所見の書き方
第3回	検査の取り方（デモンストレーション）
第4回	小テスト①：検査実施手引きの確認
第5回	架空ケースAの処理（プロフィール線を引く・得点を出す）
第6回	小テスト②：プロフィール線の引き方・DQの出し方
第7回	架空ケースAの所見作成（所見作成から添削まで）
第8回	小テスト③：所見の書き方
第9回	テスト：第4葉を一人で実施し、所見作成、添削まで

図 1 及び図 2 は、令和 5 年度の実習指導者実習における理解度アンケートの集計結果である。ほとんどの院生が「ある程度理解できた」あるいは「理解できた」と回答したことから、実習の難易度としては適切であったと考えられる。

一方で、「全く理解できなかった」あるいは「ほとんど理解できなかった」という回答も散見された。『さらに詳しく触れてほしかったところがありますか。』という自由記述欄では、「各下位検査項目でなにを測っているのかをもっと知りたかった」「所見の書き方をより詳しく知りたかった」「結果の解釈のポイントをより詳しく知りたかった」など、結果から解釈、その先の支援の手立てにつながる見通しについても知りたいというニーズが推察された。これを踏まえ、今後の実習指導者実習では検査結果から解釈、支援の手立てを考えるまでの流れを伝えられるというようにしていく必要があるだろう。

令和 5 年度の院生は、実習指導者実習の時間だけでなく、自主的な学習にも多くの時間を割いていた。そうした院生の姿勢は、実施方法の習熟や所見内容の吟味に対して大きな役割を担っていたと思われる。令和 6 年度は、実習指導者実習と院生の自主学習が院生の理解度に一層相互的に作用するよう、カリキュラムのブラッシュアップに努めていきたい。

実習の難易度 ■理解できた □ある程度理解できた ▨どちらともいえない ▩ほとんど理解できなかった ■まったく理解できなかった

*回答者：14名

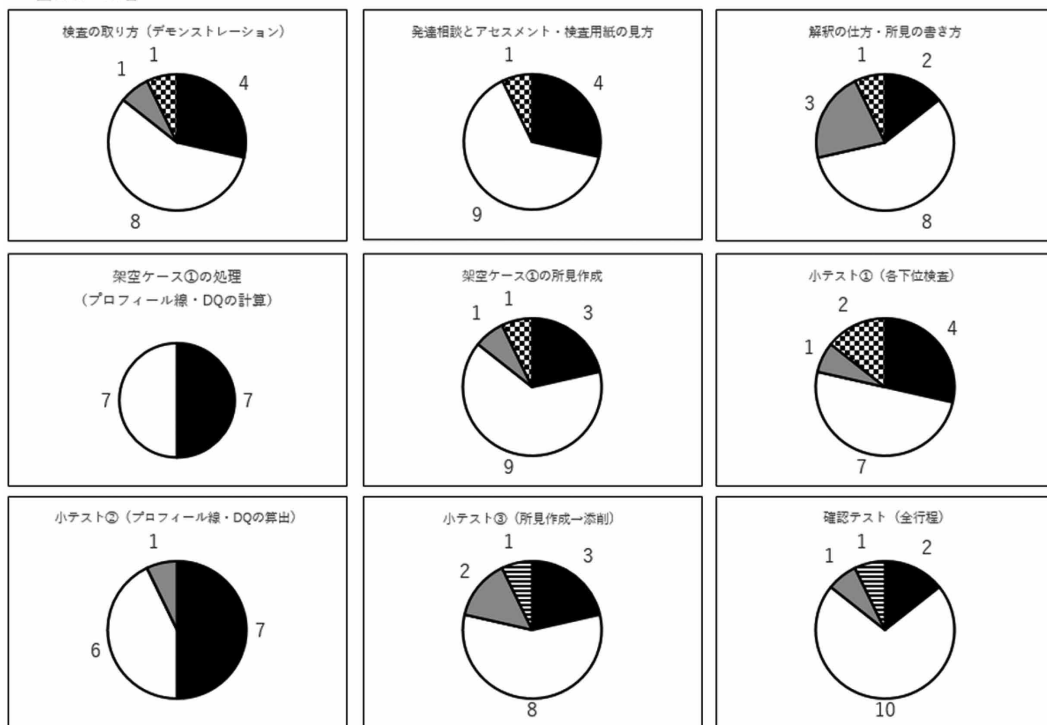


図1. 令和5年度前期実習指導者実習の理解度アンケート結果 (M2)

実習の難易度 ■理解できた □ある程度理解できた ▨どちらともいえない ▩ほとんど理解できなかった ■まったく理解できなかった

*回答者：15名

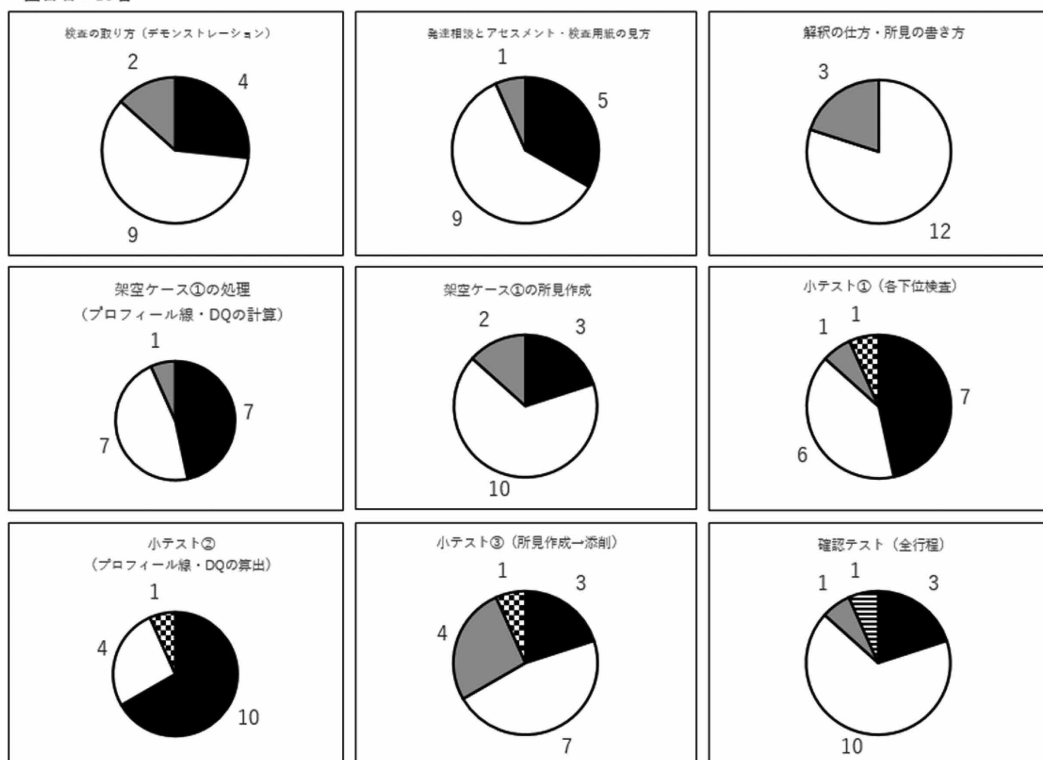


図2. 令和5年度後期実習指導者実習の理解度アンケート結果 (M1)

4. 今後の課題と展望

本事業は「5歳児発達支援事業」であるが、実施結果からは5歳以外の年齢の受け皿として機能していることが示唆された。また、令和5年度は9月からの実施となったが、令和6年度からは4月からの実施を予定している。開始時期が早まることで、令和6年度は前年度以上の検査申し込みが予想される。今年度はより一層地域に貢献できるよう、5歳児以外の幅広い年齢にも対応できるよう実習指導者実習の内容改訂を検討していく必要がある。

令和5年度の実習指導者実習では、5歳児への検査を念頭に4葉に重点を置いた実習を実施した。理解度アンケートからは小テストをこまめに実施することで院生の理解度向上に役立つことが示唆されたため、引き続き実践に近い実習形態で実施しつつ、2～5葉に対応できる内容にすることを検討している。

また、令和5年度は14名の院生が検査者及び陪席者として本事業に参加し、実践的な学びの重要性に触れられる機会となった。定期的な検査依頼は院生の学習意欲向上や主体性を持った学びを促進しており、相談件数の増加が予想される令和6年度はそうした側面が一層発揮されやすい機会になると思われる。

のべ14名の参加院生の内訳は検査実施者が5名、陪席者が9名となっており、陪席者としての参加が多い結果となった。院生は大学院での実践学習を通して、相談者の方々に関わる責任の重さ、心理臨床実践が相談者の方々に及ぼす影響の大切さを学んでいる。本事業は、令和5年度からパイロット的に始まったこともあり、これまで検査の実践に触れる機会の少なかった院生にとって、発達検査を通して一人の人の人生に影響を与える心理業務の重大さに直面化する体験でもあったと推察される。そのため、令和5年度は検査実施者よりも陪席者として発達検査に関わり、実習指導者(川島)と相談者とのやり取りを陪席することで、実習指導者実習で得られた知的な理解や情報と実践との隙間を埋める作業をする院生が多かったのではないかと考えられる。ただ、院生の姿勢がまったく消極的だったとはいえず、相談依頼に応えたい気持ちが自主練習や院生同士のロールプレイにつながっていると思われる。今後は、実習内容をより実践に即したものに近づけていくことで、院生の積極的かつ自主的な学びが、実際の検査者としての参加につながっていくのではないかと考えている。令和6年度の院生は、先輩が本事業に関わり成長する姿を間近に見てきており、良いモデリング対象がいるからこそ、令和6年度は多くの院生が検査者として参加することが期待される。

令和5年度の結果からは、本事業との連携により、当センターが地域の未就学児の相談機関として機能していること、公認心理師資格取得を目指す院生にとってより実践的な研鑽の機会につながっていることが確認された。地域の方々にとっても院生にとってもより機能的な事業となっていけるよう、ニーズに沿った実習内容の調整、実践に即した内容の拡充を行っていきたい。

参考文献

- [1] 小枝達也(2017)、「5歳児健診：20年間の経験」『認知神経科学』、19/1、7-13
- [2] こども家庭庁(2023)、『事務連絡』1か月児及び5歳児健康診査支援事業について(cfa.go.jp)
- [3] 文部科学省(2005)、発達障害者支援法(平成十六年十二月十日法律第百六十七号):文部科学省(mext.go.jp)